

1 第一条関係(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第四項による同令第四条第一項、同条第二項及び同条第三項の読替え	5
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第五条第二項による同令第五条第一項の読替え	8
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第六条第二項による同令第六条第一項の読替え	10
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第七条第二項による同令第七条第一項の読替え	11
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第九条第二項による同令第九条第一項の読替え	12
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十条第二項による同令第十条第一項の読替え	13
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十一条第二項による同令第十一条第一項の読替え	14
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十二条第三項による同令第十二条第一項及び第二項の読替え	15
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十三条第四項による同令第十三条第一項、同条第二項及び同条第三項の読替え	17
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十四条第一項による同令第二十三条の読替え	19
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項による同令第二十三条の読替え	22
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第三十九条による厚生年金保険法第百条の第十第一項及び第三項の読替え	26
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第三条による同令第二十五条の読替え	27
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第四条による同令第二十五条の読替え	29
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第五条による同令第二十五条の読替え	31
子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第七条による同令第二十三条の読替え	33

	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十二条による同令第四条の読替え	34
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十三条による同令第五条の読替え	35
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十四条による同令第六条の読替え	36
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十五条による同令第十一条の読替え	37
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十六条による同令第十三条の読替え	38
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十七条による同令第十四条の読替え	39
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十八条第一項による同令第二十三条の読替え	42
	子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十八条第二項による同令第二十四条の読替え	46
2	第二条関係（健康保険法施行令の一部改正）	
	健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第八条（新設）による同令第六十三条の読替え	48
	健康保険法施行令附則第九条（改正前附則第八条）による同令第六十三条の読替え	50
	健康保険法施行令附則第十条（改正前附則第八条の二）による同令第六十三条の読替え	53
3	第三条関係（予算決算及び会計令の一部改正）	
	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）附則第十一条第一項による同令第五十一条の読替え	56
	予算決算及び会計令附則第十一条第二項による同令第五十一条の読替え	59
4	第四条関係（船員保険法施行令の一部改正）	
	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）附則第八条（新設）による同令第三十四条の読替え	62
	船員保険法施行令附則第九条（改正前附則第八条）による同令第三十四条の読替え	64
	船員保険法施行令附則第十条（改正前附則第九条）による同令第三十四条の読替え	67
5	第五条関係（厚生年金保険法施行令の一部改正）	
	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）附則第二項（新設）による同令第四条の二の読替え	70

7	厚生年金保険法施行令附則第三項（改正前附則第二項）による同令第四条の二の読替え	72
8	厚生年金保険法施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第四条の二の読替え	75
6	第八条関係（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）	
	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）附則第二項（新設）による同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え	78
	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令附則第三項（改正前附則第二項）による同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え	80
	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え	84
7	第九条関係（特別会計に関する法律施行令の一部改正）	
	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第十四条の二（新設）による同令第五十六条の二、第六十条の読替え	88
	特別会計に関する法律施行令附則第十四条の三（改正前附則第十四条の二）第一項による同令第五十六条の二、第六十条の読替え	90
	特別会計に関する法律施行令附則第十四条の三（改正前附則第十四条の二）第二項による同令第五十六条の二、第六十条の読替え	95
8	第十条関係（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）	
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）附則第二項（新設）による同令第三条の読替え	100
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令附則第三項（改正前附則第二項）による同令第三条の読替え	102
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第三条の読替え	105
9	第十一条関係（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）	
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十七号）附則第二項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え	108
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令附則第三項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え	115

	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）附則第四項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
10	第十四条関係（財務省組織令の一部改正） 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）附則第七条第二項による同令第九十一条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
11	附則第二項関係（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置） 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案附則第二項による同令第二十六条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・	133

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第四項による同令第四条第一項、同条第二項及び同条第三項の読替え

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万五千百円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第六条の四第二項に規定する養育里親又は同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養</p>	<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千百円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第六条の四第二項に規定する養育里親又は同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養</p>

護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 零

五（略）

2（略）

一～五（略）

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万五千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万五千三百円）

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が

特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 零

八（略）

3（略）

一～五（略）

六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万八千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万八千三百円）

護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五（略）

2（略）

一～五（略）

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が

特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 六千円

八（略）

3（略）

一～五（略）

六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）

七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 零
八 (略)

八 (略)

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第五条第二項による同令第五条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万五千円</p> <p>四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 零</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前条第二項第六号に掲げる支給認定保護者 一万五千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万五千三百円)</p> <p>七 前条第二項第七号に掲げる支給認定保護者 零</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前条第三項第六号に掲げる支給認定保護者 一万八千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万八千三百円)</p> <p>七 前条第三項第七号に掲げる支給認定保護者 零</p> <p>八 (略)</p>	<p>(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万六千円</p> <p>四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 三千円</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前条第二項第六号に掲げる支給認定保護者 一万六千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)</p> <p>七 前条第二項第七号に掲げる支給認定保護者 六千円</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前条第三項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)</p> <p>七 前条第三項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円</p> <p>八 (略)</p>

4
(略)

4
(略)

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第六条第二項による同令第六条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万五千百円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあつた月の属する年度(特別利用保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 零</p> <p>五 (略)</p>	<p>(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千百円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあつた月の属する年度(特別利用保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 三千円</p> <p>五 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第七条第二項による同令第七条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満の支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万五千円</u></p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度(特別利用教育のあった月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)(である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)) <u>零</u></p> <p>五 (略)</p>	<p>(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満の支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万六千円</u></p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度(特別利用教育のあった月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)(である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)) <u>三千円</u></p> <p>五 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第九条第二項による同令第九条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第二十九条第三項第二号の政令で定める額)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万八千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万八千三百円)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月の属する年度(特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 零円</p> <p>八 (略)</p>	<p>(法第二十九条第三項第二号の政令で定める額)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月の属する年度(特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 九千円</p> <p>八 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十条第二項による同令第十条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第三十条第一項第一号の政令で定める額) 第十条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者 一万八千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万八千三百円)</p> <p>七 前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者 零</p> <p>八 (略)</p>	<p>(法第三十条第一項第一号の政令で定める額) 第十条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)</p> <p>七 前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円</p> <p>八 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十一条第二項による同令第十一条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万五千百円</u></p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあつた月の属する年度(特別利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) <u>零</u></p> <p>五 (略)</p>	<p>(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万六千百円</u></p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあつた月の属する年度(特別利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) <u>三千円</u></p> <p>五 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十二条第三項による同令第十二条第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第三十条第一項第三号の政令で定める額)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。)<u> 一万五千五百円</u>(短時間認定保護者にあつては、<u>一万五千三百円</u>)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定利用地域型保育のあつた月の属する年度(特定利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)</p> <p>()である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>() <u>零</u></p> <p>八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(法第三十条第一項第三号の政令で定める額)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。)<u> 一万六千五百円</u>(短時間認定保護者にあつては、<u>一万六千三百円</u>)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定利用地域型保育のあつた月の属する年度(特定利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)</p> <p>()である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>() <u>六千円</u></p> <p>八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～五 (略)</p>

<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 保護者にあつては、一万八千三百円</p>	<p>六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 保護者にあつては、一万九千三百円</p>
<p>七 前項第七号に掲げる支給認定保護者</p>	<p>七 前項第七号に掲げる支給認定保護者</p>
<p>八 (略)</p>	<p>八 (略)</p>
<p>零</p>	<p>九千円</p>
<p>一万八千五百円 (短時間認定)</p>	<p>一万九千五百円 (短時間認定)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十三条第四項による同令第十三条第一項、同条第二項及び同条第三項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万五千</u>円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 (略)</p> <p>零</p>	<p>(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) <u>一万六千</u>円</p> <p>四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 (略)</p> <p>三千円</p>

<p>2 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万五千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万五千三百円)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者についての特例保育のあつた月の属する年度(特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項第七号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 零</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万八千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万八千三百円)</p> <p>七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 零</p> <p>八 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万六千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)</p> <p>七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者についての特例保育のあつた月の属する年度(特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項第七号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 六千円</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)</p> <p>七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円</p> <p>八 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十四条第一項による同令第二十三条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額</p> <p>三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を限度として内</p>	<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額</p> <p>三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た</p>

閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者

額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者

ことに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

ことに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項による同令第二十三条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(を合算した額)</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)を控除して得た額(当該額が零を下回</p>	<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(を合算した額)</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(を合算した額)</p>

場合には、零とする。)を合算した額

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと等その他の内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により

算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他の内閣府令で定める事由の

算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

あつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額（を控除して得た額）当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令第三十九条による厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>(機構への事務の委託) 第百条の十 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、日本年金機構(次項において「機構」という。)が天災その他の事由により子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第八項の規定により機構に行わせるものとされた事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。</p> <p>3 子ども・子育て支援法第七十一条第八項及び子ども・子育て支援法施行令第三十九条において準用する前項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による同法第七十一条第八項の規定による事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>(機構への事務の委託) 第百条の十 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第三条による同令第三十五条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を</p>	<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

3
(略)

四
(略)

3
(略)

四
(略)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第四条による同令第三十五条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>	<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

3
(略)

四
(略)

3
(略)

四
(略)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第五条による同令第三十五条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>	<p>(財務大臣への権限の委任) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

3
(略)

四
(略)

3
(略)

四
(略)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第七条による同令第二十三条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額との合算額とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一～四 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十二条による同令第四条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額)</p> <p>第四条 教育認定子ども(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。))をいう。以下同じ。))に係る支給認定保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。))についての法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。))に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)</p> <p>第四条 教育認定子ども(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。))をいう。以下同じ。))に係る支給認定保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。))についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。))に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十三条による同令第五条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額) 第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。 一 五 (略) 二・三 (略)</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額) 第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。 一 五 (略) 二・三 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十四条による同令第六条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(法附則第九条第一項第二号口(1)の政令で定める額)</p> <p>第六条 法附則第九条第一項第二号口(1)の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第三号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第三号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十五条による同令第十一条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額)</p> <p>第十一条 法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第七号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)</p> <p>第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第七号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十六条による同令第十二条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額)</p> <p>第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(法第三十条第一項第四号)に規定する特例保育をいう。以下この条、次条及び第二十三条第三項第九号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五(略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)</p> <p>第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(同条第一項第四号)に規定する特例保育をいう。以下この条、次条及び第二十三条第三項第九号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 五(略)</p> <p>2・3 (略)</p>

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十七条による同令第十四条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)</p> <p>第十四条 負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。)(による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第一学年から第三学年までに在学する子ども(以下「小学校第三学年修了前子ども」という。)(をいう。以下この条において同じ。)(が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)に規定する政令で定める額は、<u>附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 次のイ及びハに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関し</p>	<p>(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)</p> <p>第十四条 負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。)(による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第一学年から第三学年までに在学する子ども(以下「小学校第三学年修了前子ども」という。)(をいう。以下この条において同じ。)(が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、<u>法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、<u>第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></u></p> <p>一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに</p>

て附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ハ及び次号において同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども

ハ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次（イ）から（ハ）までに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基

関して第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ハ及び次号において同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども

ハ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次（イ）から（ハ）までに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基

<p>準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>□ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>八 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p>	<p>準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>□ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>八 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p>
--	--

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十八条第一項による同令第二十三条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)</p> <p>第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度 施設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の四分の一を負担する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる額の合算額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者(ことに法附則第九条第一項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額を控除して得た額(附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号口に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額)を合算した額</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者(こと</p>	<p>(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)</p> <p>第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度 施設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の四分の一を負担する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者(ことに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額</p> <p>二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者(こと</p>

に法附則第九条第一項第二号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額が附則第十三条において準用する第五条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額を控除して得た額(附則第十三条において準用する第五条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額)を合算した額

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額を控除して得た額(附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額)を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定

に法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定

める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法附則第九条第一項第三号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から附則第十五条において準用する第十条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額を控除して得た額（附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額を上回る場合は、当該額を加算した額）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額を控除して得た額（

める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ことに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額)を合算した額

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案による改正後の子ども・子育て支援法施行令附則第十八条第二項による同令第二十四条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(施設型給付費等負担対象額の特例)</p> <p>第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減しよう法附則第九条第一項第一号イの市町村が定める額、同項第二号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。)、特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。以下同じ。)、地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下同じ。)(又は特例地域型保</p>	<p>(施設型給付費等負担対象額の特例)</p> <p>第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減しよう法第二十七條第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。)、特例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。以下同じ。)、地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下同じ。)(又は特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。以</p>

育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。以下同じ。）に關しての前条第三項の規定の適用については、同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事情のあつた支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に關しての前条第三項の規定の適用については、同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始める等その他内閣府令で定める事情のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）」とする。

下同じ。）に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事情のあつた支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始める等その他内閣府令で定める事情のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）」とする。

読替後	読替前
<p>（法第二百四条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納し</p>	<p>（法第二百四条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

ている保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四（略）

四（略）

（傍線の部分は読替部分）
（網掛け部分は第六十三条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十二条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年</p>	<p>（法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十二条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども</p>	<p>（法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十二条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十</p>	<p>（法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十二条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十二条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十</p>

法律第六十五号)の規定による
拠出金、平成二十二年度等にお
ける子ども手当の支給に関する
法律(平成二十二年法律第十九
号)第二十條第一項の規定によ
り適用される児童手当法の一部
を改正する法律(平成二十四年
法律第二十四号)附則第十一條
の規定によりなおその効力を有
するものとされた同法第一條の
規定による改正前の児童手当法
(昭和四十六年法律第七十三号
)の規定による拠出金、厚生年
金保険の保険給付及び保険料の
納付の特例等に関する法律(平
成十九年法律第三百一十一号)の
規定による特例納付保険料その
他これらの法律の規定による徴
収金を滞納しているときは、当
該滞納している保険料、拠出金
、特例納付保険料又はこれらの
法律の規定による徴収金の合計
額を加算した額)が厚生労働省

法律第六十五号)の規定による
拠出金、厚生年金保険の保険給
付及び保険料の納付の特例等に
関する法律(平成十九年法律第
百三十一号)の規定による特例
納付保険料その他これらの法律
の規定による徴収金を滞納して
いるときは、当該滞納している
保険料、拠出金、特例納付保険
料又はこれらの法律の規定によ
る徴収金の合計額を加算した額
(が厚生労働省令で定める金額
以上であること。

三号。平成二十二年度等におけ
る子ども手当の支給に関する法
律(平成二十二年法律第十九号
)第二十條第一項の規定により
適用される児童手当法の一部を
改正する法律(平成二十四年法
律第二十四号)附則第十一條の
規定によりなおその効力を有す
るものとされた同法第一條の規
定による改正前の児童手当法を
含む。)の規定による拠出金、
厚生年金保険の保険給付及び保
険料の納付の特例等に関する法
律(平成十九年法律第三百十一
号)の規定による特例納付保険
料その他これらの法律の規定に
よる徴収金を滞納しているとき
は、当該滞納している保険料、
拠出金、特例納付保険料又はこ
れらの法律の規定による徴収金
の合計額を加算した額)が厚生
労働省令で定める金額以上であ
ること。

三号)の規定による拠出金、厚
生年金保険の保険給付及び保険
料の納付の特例等に関する法律
(平成十九年法律第三百一十一
号)の規定による特例納付保険料
その他これらの法律の規定によ
る徴収金を滞納しているときは
、当該滞納している保険料、拠
出金、特例納付保険料又はこれ
らの法律の規定による徴収金の
合計額を加算した額)が厚生勞
働省令で定める金額以上である
こと。

<p>令で定める金額以上であること。 四（略）</p>	<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
---------------------------------	-------------	-------------	-------------

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第六十三條の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第二百四條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三條 法第二百四條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四條の四、第六十四條の五、第六十四條の七、第六十四條の八第一項及び第六十四條の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年</p>	<p>（法第二百四條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三條 法第二百四條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四條の四、第六十四條の五、第六十四條の七、第六十四條の八第一項及び第六十四條の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども</p>	<p>（法第二百四條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三條 法第二百四條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四條の四、第六十四條の五、第六十四條の七、第六十四條の八第一項及び第六十四條の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十</p>	<p>（法第二百四條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三條 法第二百四條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四條の四、第六十四條の五、第六十四條の七、第六十四條の八第一項及び第六十四條の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十</p>

法律第六十五号)の規定による
拠出金、平成二十三年度における
子ども手当の支給等に関する
特別措置法(平成二十三年法律
第七号)第二十条第一項、第
三項及び第五項の規定により適
用される児童手当法の一部を改
正する法律(平成二十四年法律
第二十四号)附則第十二条の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第一条の規定
による改正前の児童手当法(昭
和四十六年法律第七十三号)の
規定による拠出金、厚生年金保
険の保険給付及び保険料の納付
の特例等に関する法律(平成十
九年法律第三百三十一号)の規
定による特例納付保険料その他こ
れらの法律の規定による徴収金
を滞納しているときは、当該滞
納している保険料、拠出金、特
例納付保険料又はこれらの法律
の規定による徴収金の合計額を

法律第六十五号)の規定による
拠出金、厚生年金保険の保険給
付及び保険料の納付の特例等に
関する法律(平成十九年法律第
百三十一号)の規定による特例
納付保険料その他これらの法律
の規定による徴収金を滞納して
いるときは、当該滞納している
保険料、拠出金、特例納付保険
料又はこれらの法律の規定によ
る徴収金の合計額を加算した額
(が厚生労働省令で定める金額
以上であること。

三号。平成二十三年度における
子ども手当の支給等に関する特
別措置法(平成二十三年法律第
百七号)第二十条第一項、第三
項及び第五項の規定により適用
される児童手当法の一部を改正
する法律(平成二十四年法律第
二十四号)附則第十二条の規定
によりなおその効力を有するも
のとされた同法第一条の規定に
よる改正前の児童手当法を含む
。の規定による拠出金、厚生
年金保険の保険給付及び保険料
の納付の特例等に関する法律)
平成十九年法律第三百三十一号)
の規定による特例納付保険料そ
の他これらの法律の規定による
徴収金を滞納しているときは、
当該滞納している保険料、拠出
金、特例納付保険料又はこれら
の法律の規定による徴収金の合
計額を加算した額)が厚生労働
省令で定める金額以上であるこ

三号)の規定による拠出金、厚
生年金保険の保険給付及び保険
料の納付の特例等に関する法律
(平成十九年法律第三百三十一号
)の規定による特例納付保険料
その他これらの法律の規定によ
る徴収金を滞納しているときは
、当該滞納している保険料、拠
出金、特例納付保険料又はこれ
らの法律の規定による徴収金の
合計額を加算した額)が厚生労
働省令で定める金額以上である
こと。

<p>加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>	<p>と。</p> <p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
--	-------------	-----------------------	-------------

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第五十一条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
		<p>（資金前渡のできる経費の指定） 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円</p>	<p>（資金前渡のできる経費の指定） 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円</p>

六 改正前に同じ

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二

六 改正前に同じ

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二

を限度とする。

一〇五（略）

六 職員に支給する給与並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当

六の二〇七の三（略）

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第

を限度とする。

一〇五（略）

六 職員に支給する給与及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当

六の二〇七の三（略）

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項

<p>項若しくは第四項、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</u></p>	<p>項若しくは第四項、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</u></p>	<p><u>第十七条</u>、<u>第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは児童手当法第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</u></p> <p>八十三（略）</p>	<p>若しくは第四項、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは児童手当法第二十条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</u></p> <p>八十三（略）</p>
--	---	--	---

予算決算及び会計令附則第十一条第二項による同令第五十一条の読替え

(傍線の部分は読替部分)
(網掛け部分は第五十一条の改正部分)

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
		<p>(資金前渡のできる経費の指定) 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費(庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ)及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。</p>	<p>(資金前渡のできる経費の指定) 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費(庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ)及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。</p>

六 改正前に同じ

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条

六 改正前に同じ

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条

一〇五（略）

六 職員に支給する給与及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）の規定による子ども手当

六の二七の三（略）

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは児童手当法第二十

一〇五（略）

六 職員に支給する給与及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当

六の二七の三（略）

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第

<p>第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p>	<p>第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p>	<p>条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p>	<p>第一項若しくは児童手当法第二十条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p>
<p>八十三（略）</p>	<p>八十三（略）</p>	<p>八十三（略）</p>	<p>八十三（略）</p>

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四条 法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第百五十三条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納</p>	<p>（法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四条 法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第百五十三条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)

四 (略)

（傍線の部分は読替部分）
（網掛け部分は第三十四条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による</p>

規定による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上

規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

であること。

四（略）

四（略）

四（略）

四（略）

（傍線の部分は読替部分）
（網掛け部分は第三十四条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第二十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第二十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第二十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号、平成二十三年</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第二十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による</p>

規定による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生

規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

<p>労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
---------------------------------------	-------------	-------------	-------------

読替後	読替前
<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四（略）

四（略）

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第四条の二の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する</p>

する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)	と。
四 (略)	
四 (略)	
四 (略)	

厚生年金保険法施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第四条の二の読替え

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第四条の二の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する</p>

する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令

等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

	<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>で定める金額以上であること。</p>	<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）附則第二項（新設）による
 同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>

<p>第十一条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>(二)以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>(二)以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令附則第三項（改正前附則第二項）による同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第八条、第十一条及び第十二条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年法律第十九号」という。）（第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法）（附則第十五条第一項））をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年法律第十九号」という。）（第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第十二号））（第二条第一項））をいう。）を除く。）を児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみ</p>

<p>法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定により</p>
<p>四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く</p>
<p>法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定により</p>
<p>なす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法</p>

<p>なおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>	<p>第十二条（略）</p>	<p>2（略）</p>	<p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>。を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>	<p>第十二条（略）</p>	<p>2（略）</p>	<p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>なおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>	<p>第十二条（略）</p>	<p>2（略）</p>	<p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>第二十條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p>	<p>第十二条（略）</p>	<p>2（略）</p>	<p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>

置者（地方公共団体及び公立大学
法人を除く。）を旧児童手当法第
二十条第一項第三号に規定する団
体とみなす。

置者（地方公共団体及び公立大学
法人を除く。）を旧児童手当法第
二十条第一項第三号に規定する団
体とみなす。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第八条、第十一条及び第十二条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第八条、第十一条及び第十二条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十二条の規定によりな</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十二条の規定によりな</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみ</p>

<p>おその効力を有するものとされた 同法第一条の規定による改正前の 児童手当法（昭和四十六年法律第 七十三号。以下「旧児童手当法」 という。）の規定の適用について は、当該派遣に係る法科大学院設 置者（地方公共団体及び国立大学 法人（国立大学法人法（平成十五 年法律第百十二号）第二条第一項 に規定する国立大学法人をいう。 （を除く。）を旧児童手当法第二 十条第一項第四号に規定する団体 とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁 所属職員等に関する地方公務員等 共済組合法等の特例） 第十一条（略） 2）5（略） 6 私立大学等派遣警察庁所属職員 等に関する平成二十三年度子ども 手当支給特別措置法第二十条第一 項、第三項又は第五項の規定によ</p>
<p>四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁 所属職員等に関する地方公務員等 共済組合法等の特例） 第十一条（略） 2）5（略） 6 私立大学等派遣警察庁所属職員 等に関する子ども・子育て支援法 の規定の適用については、当該派 遣に係る法科大学院設置者（地方</p>
<p>おその効力を有するものとされた 同法第一条の規定による改正前の 児童手当法（昭和四十六年法律第 七十三号。以下「旧児童手当法」 という。）の規定の適用について は、当該派遣に係る法科大学院設 置者（地方公共団体及び国立大学 法人（国立大学法人法（平成十五 年法律第百十二号）第二条第一項 に規定する国立大学法人をいう。 （を除く。）を旧児童手当法第二 十条第一項第四号に規定する団体 とみなす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁 所属職員等に関する地方公務員等 共済組合法等の特例） 第十一条（略） 2）5（略） 6 私立大学等派遣警察庁所属職員 等に関する平成二十三年度子ども 手当支給特別措置法第二十条第一 項、第三項又は第五項の規定によ</p>
<p>なす。</p>	<p>（専ら教授等の業務を行う警察庁 所属職員等に関する地方公務員等 共済組合法等の特例） 第十一条（略） 2）5（略） 6 私立大学等派遣警察庁所属職員 等に関する児童手当法の規定の適 用については、当該派遣に係る法 科大学院設置者（地方公共団体及</p>

<p>る児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>る児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>び公立大学法人を除く。）を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第二十条第一項第三号に規定する団体</p>

<p>効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>規定する団体とみなす。</p>
<p>効力を有するものとされた旧児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を旧児童手当法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>とみなす。</p>

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第十四条の二（新設）による同令第五十六条の二、第六十条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">読替前</p>
<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）</p> <p>第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付に関する事務</p> <p>ハ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）</p> <p>ニ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施</p>	<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）</p> <p>第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付に関する事務</p> <p>ハ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）</p> <p>ニ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務 厚生労働大臣</p> <p>2・3（略）</p>

<p>行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）の徴収に関する事務 厚生労働大臣</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>
---	---

特別会計に関する法律施行令附則第十四条の三（改正前附則第十四条の二）第一項による同令第五十六条の二、第六十条の読替え

（傍線の部分は読替部分）
（網掛け部分は第六十条の改正部分）

<p>改正後読替後</p>	<p>改正後読替前</p>	<p>改正前読替後</p>	<p>改正前読替前</p>
<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等） 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）</p>	<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等） 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）</p>	<p>改正前読替えなし</p>	

の交付に関する事務

八 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く）。

二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一

の交付に関する事務

八 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く）。

二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務
厚生労働大臣

<p>条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十條第一項において同じ。）の徴収に関する事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務</p> <p>厚生労働大臣</p>	<p>2・3（略）</p>	<p>（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るもの</p>
<p>（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るもの</p>	<p>2・3（略）</p>	<p>（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るもの</p>
<p>（子どものための金銭の給付勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子どもための金銭の給付勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るもの</p>	<p>2・3（略）</p>	<p>（子どものための金銭の給付勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子どもための金銭の給付勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るもの</p>
<p>（児童手当勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るものに限る。）</p>	<p>2・3（略）</p>	<p>（児童手当勘定における積立金からの補足）</p> <p>第六十條 法第百十八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十條第二項において準用する同條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同條第二項第三号に係るものに限る。）</p>

<p>3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法</p>	<p>2 (略)</p> <p>に限る。()を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号に掲げる者からの拠出金(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年度法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年度法律第七十三号)第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。()に係るものに相当する金額とする。</p>
<p>3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法</p>	<p>2 (略)</p> <p>に限る。()を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>
<p>3 年金特別会計の子どものための金銭の給付勘定の積立金は、児童</p>	<p>2 (略)</p> <p>るものに限る。()を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法(昭和四十六年度法律第七十三号)第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十四年度法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>
<p>3 年金特別会計の児童手当勘定の積立金は、児童手当法第十八條第</p>	<p>2 (略)</p> <p>を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法(昭和四十六年度法律第七十三号)第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>

<p>第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び平成二十二年^二度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>	<p>第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>	<p>手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び平成二十二年^二度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>	<p>一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>
--	---	---	---

特別会計に関する法律施行令附則第十四条の三(改正前附則第十四条の二)第二項による同令第五十六条の二、第六十条の読替え

(傍線の部分は読替部分)
(網掛け部分は第六十条の改正部分)

<p>改正後読替後</p>	<p>改正後読替前</p>	<p>改正前読替後</p>	<p>改正前読替前</p>
<p>(年金特別会計の所管大臣の所掌区分等) 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一 次に掲げる事務 内閣総理大臣 イ 児童手当交付金の交付に関する事務 ロ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十八条第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)</p>	<p>(年金特別会計の所管大臣の所掌区分等) 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一 次に掲げる事務 内閣総理大臣 イ 児童手当交付金の交付に関する事務 ロ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十八条第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)</p>	<p>改正前読替えなし</p>	

の交付に関する事務

八 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く）。

二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法

の交付に関する事務

八 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く）。

二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務
厚生労働大臣

<p>律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)の徴収に関する事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務 厚生労働大臣</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>(子ども・子育て支援助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金</p>
<p>(子ども・子育て支援助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>(子ども・子育て支援助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金</p>
<p>(子どものための金銭の給付助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子どものための金銭の給付助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>(子どものための金銭の給付助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子どものための金銭の給付助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金</p>
<p>(児童手当助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額(同条第</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>(児童手当助定における積立金からの補足)</p> <p>第六十条 法第百十八条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当助定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額(同条第</p>

3	2 (略)	<p>額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。）に係るものに相当する金額とする。</p>
3	2 (略)	<p>額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>
3	2 (略)	<p>する金額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>
3	2 (略)	<p>二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。</p>

支援勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

支援勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

金銭の給付勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）附則第二項（新設）による同令第三条の
読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p>

じ。()を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

三 ()略

三 ()略

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令附則第三項（改正前附則第二項）による同令第三条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第三条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額（が厚生労働省令で定める金額以上であること。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額（が厚生労働省令で定める金額以上であること。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額（が厚生労働省令で定める金額以上であること。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額（が厚生労働省令で定める金額以上であること。

三
(略)

三
(略)

三
(略)

三
(略)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令附則第四項（改正前附則第三項）による同令第三条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

（網掛け部分は第六十条の改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、</p>

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額（が厚生労働省令で定める金額

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

三 (略) 以上は同様に。	三 (略)	三 (略)	三 (略)
---------------	-------	-------	-------

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）附則第二項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この条において「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金（以下この条において「児童手当拠出金」という。）、改正後</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三條第三号（同令附則第八條の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四條第三号（同令附則第八條の	（略）	（略）
---	--	-----	-----

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三條第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四條第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五條第二項第三	（略）	（略）	（略）
---	-----	-----	-----

規定により読み替えて適用される場合を含む。
（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第三十五条第二項第三号、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第七号）第七条の

号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号

附則第二項の規	二第三号(同令	施行令第四条の	厚生年金保険法	合を含む。)	規定による改正
					前の児童手当法
(略)	(略)	(略)	(略)		施行令(昭和四
(略)	(略)	(略)	(略)		十六年政令第二
(略)	(略)	(略)	(略)		百八十一号)第
(略)	(略)	(略)	(略)		七条の八第二項
(略)	(略)	(略)	(略)		第三号及び厚生
(略)	(略)	(略)	(略)		年金保険の保険
(略)	(略)	(略)	(略)		給付及び保険料
(略)	(略)	(略)	(略)		の納付の特例等
(略)	(略)	(略)	(略)		に関する法律施
(略)	(略)	(略)	(略)		行令(平成十九
(略)	(略)	(略)	(略)		年政令第三百八
(略)	(略)	(略)	(略)		十二号)第三条
(略)	(略)	(略)	(略)		第二号(同令附
(略)	(略)	(略)	(略)		則第二項の規定
(略)	(略)	(略)	(略)		により読み替え
(略)	(略)	(略)	(略)		て適用される場

二第三号	施行令第四条の	厚生年金保険法	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

定により読み替えて適用される場合を含む。	<p>3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	健康保険法施行令第六十二条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二、子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴	(略)	(略)
	<p>3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	健康保険法施行令第六十二条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第二百五十三條の二第一項、厚生年金保険法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る旧児童手当法第二十二條第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第二百五十三條の二第一項、厚生年金保険法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第四号」とする。

生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」「とあるのは」「第二号及び第四号」とする。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令附則第三項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	（略）	（略）	（略）
、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四号第三号（同令附則第九条の規定により読み	（略）	（略）	（略）

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十三号）第三十四号第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五号第二項第三号及び厚生年金	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

替えて適用される場合を含む。
（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号、平成二十二年政令第七十五号）第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当

保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号

法施行令の一部
を改正する政令
(平成二十四年
政令第百十三号
)による改正前
の児童手当法施
行令(昭和四十
六年政令第二百
八十一号)第七
条の八第二項第
三号及び厚生年
金保険の保険給
付及び保険料の
納付の特例等に
関する法律施行
令(平成十九年
政令第三百八十
二号)第三条第
二号(同令附則
第三項の規定に
より読み替えて
適用される場合
を含む。)

厚生年金保険法 施行令第四条の 二第三号（同令 附則第三項の規 定により読み替 えて適用される 場合を含む。）	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行 令第六十二条、 船員保険法施行 令第三十四条、 厚生年金保険法 施行令第四条の 二、子ども・子 育て支援法施行 令第三十五条第	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

厚生年金保険法 施行令第四条の 二第三号	(略)	(略)	(略)
----------------------------	-----	-----	-----

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行 令第六十二条、 船員保険法施行 令第三十四条、 厚生年金保険法 施行令第四条の 二及び子ども・ 子育て支援法施 行令第三十五条	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

(略)	二項及び平成二十二年 十二年度等における 子ども手当の支給に 関する法律施行令第 五条の規定により適 用される平成二十四 年児童手当改正法附 則第十一条の規定に よりなおその効力を 有するものとされ た児童手当法施行令 の一部を改正する政 令による改正前の 児童手当法施行令 第七条の八第二項
(略)	
(略)	

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法

(略)	第一項
(略)	
(略)	

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法

第二百四條の二第一項、船員保險法第五十二條の二第一項、厚生年金保險法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一條第四項、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項及び厚生年金保險の保險給付及び保險料の納付の特例等に関する法律第十七條第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保險法施行令第四條の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

第二百四條の二第一項、船員保險法第五十二條の二第一項、厚生年金保險法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一條第四項及び厚生年金保險の保險給付及び保險料の納付の特例等に関する法律第十七條第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保險法施行令第四條の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）附則第四項（新設）の規定による同令第七十八条の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）（附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後
 厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）
 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成
 十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これら
 の法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を
 滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用について
 は、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行 令（大正十五年 勅令第二百四十 三号）第六十三 条第三号（同令 附則第十条の規 定により読み替 えて適用される 場合を含む。） 、船員保険法施 行令（昭和二十 八年政令第二百 四十号）第二十 四号第三号（同 令附則第十条の	（略）	（略）	（略）
---	-----	-----	-----

健康保険法施行 令（大正十五年 勅令第二百四十 三号）第六十三 条第三号、船員 保険法施行令（ 昭和二十八年政 令第二百四十号 ）第三十四条第 三号、子ども・ 子育て支援法施 行令（平成二十 六年政令第二百 十三号）第三十 五条第二項第三	（略）	（略）	（略）
---	-----	-----	-----

規定により読み替えて適用される場合を含む。
（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第六条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有する

号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号

ものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第百八十一号）第七條の八第二項第三号及び厚生年金保險の保險給付及び保險料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第百八十二号）第三條第一号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用され

厚生年金保険法 施行令第四条の 二第三号（同令 附則第四項の規 定により読み替 えて適用される 場合を含む。）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行 令第六十二条、 船員保険法施行 令第三十四条、 厚生年金保険法 施行令第四条の 二、子ども・子	（略）	（略）
---	-----	-----

厚生年金保険法 施行令第四条の 二第三号	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行 令第六十三条、 船員保険法施行 令第三十四条、 厚生年金保険法 施行令第四条の 二及び子ども・	（略）	（略）
---	-----	-----

(略)	育て支援法施行 令第三十五条第 二項及び平成二 十三年度におけ る子ども手当の 支給等に関する 特別措置法施行 令第六条の規定 により適用され る平成二十四年 児童手当法改正 法附則第十二条 の規定によりな おその効力を有 するものとされ た児童手当法施 行令の一部を改 正する政令によ る改正前の児童 手当法施行令第 七条の八第二項
(略)	
(略)	

(略)	子育て支援法施 行令第三十五条 第二項
(略)	
(略)	

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

（傍線の部分は改正部分）

改正後読替後	改正後読替前	改正前読替後	改正前読替前
<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第四項から第七項までの規定に基づき行う同条第二項に規定する拠出金等の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改</p>	<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第四項から第七項までの規定に基づき行う同条第二項に規定する拠出金等の徴収に関すること。</p>	<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前</p>	<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。</p> <p>注 改正前附則第七条第二項中「第九十一条第六号」とあるのを「第九十一条第七号」とした場合における読替え</p>

正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この号において「旧児童手当法」という。）（第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第二十二條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有す

の児童手当法）以下「旧児童手当法」という。）（第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第二十二條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収

るものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法第二十一条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法の規定による徴収金の徴収に関すること。

八〇十（略）

八〇十（略）

金の徴収に関すること。

八〇十（略）

八〇十（略）



子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案附則第二項による同令第二十六条第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(法第六十九条第一項の政令で定める団体) 第二十六条 (略)</p> <p>2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合並びに同法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等、同条第四項において読み替えて適用する同法第九十九条第五項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同法第二百二十五条に規定する組合とする。</p>	<p>(法第六十九条第一項の政令で定める団体) 第二十六条 (略)</p> <p>2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。</p>